令和４年度埼玉県公立高等学校入学者選抜
欠員補充実施要項

１　実施校

入学許可候補者の数が募集人員に満たない場合は、当該高等学校長は、令和４年３月17日（木）から令和４年4月までに欠員補充を行う。

その際、令和４年3月４日（金）午後2時に県庁及び各教育事務所に欠員補充の実施校等を公示する。公示の内容（欠員補充実施校、募集人員）は、埼玉県教育委員会のホームページにも掲載する。

２　出願資格

令和４年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項・選抜要領（以下、白本という）の 第１　募集人員及び出願資格等 の２（1ページ）に該当する者。

なお、隣接県の隣接学区からの出願については、白本の第７の２（１５ページ）による。

ただし、いずれかの県公立高等学校の入学許可候補者となった者は、出願することはできない。

なお、入学許可候補者とは、入学許可候補者発表の際に、各高等学校において受検番号を掲示又は志願先高校から入学許可候補者であると連絡されたされた者をいう。

３　募集人員

令和４年３月４日（金）午後２時に公示された数を欠員補充の募集人員とする。なお、追検査による入学許可候補者は募集人員の別枠とする。

４　新型コロナウイルス感染症の陽性者及び濃厚接触者の欠員補充受検の扱い

⑴ 保健所から、新型コロナウイルス感染症に関して健康観察や外出自粛を要請されている志願者は、欠員補充（実技検査、面接を含む）を受検することができない。

（次の㋐、㋑のいずれかに該当する者をいう。）

㋐ 新型コロナウイルス感染症の陽性者

㋑ 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者（一定の条件を満たす濃厚接触者は除く。）

※一定の条件を満たす濃厚接触者とは、以下の条件を満たす志願者のことをいう。

- 当日も無症状である。
- 初期スクリーニングの結果、陰性である。
  ただし、以下の場合も受検を可能とする。
  ⒜自治体等によるＰＣＲ検査が受けられない場合は、抗原定性検査キットによる陰性確認をもって、受検を可能とする。
  ⒝抗原定性検査キットが入手できない場合は、発熱・咳等の症状がないことを十分に確認した上で、受検を可能とする。
- 検査当日、公共交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くことができる。

一定の条件を満たす濃厚接触者が受検する場合、志願者又は出身中学校長から志願先高等学校長にその旨連絡をすること。

なお、欠員補充当日に、新型コロナウイルス感染症に関係して、欠員補充を受検することができなかった場合は、調査書等を用いた選抜とすること。

⑵ 志願先高等学校で実技検査・面接を実施する場合において、一定の条件を満たす濃厚接触者の受検生の実技検査・面接は、感染防止の観点から実施しないこととする。なお、実技検査・面接を受けないことで受検者が不利にならないよう各高等学校で適切に選抜を行うこと。

５　検査会場

志願先高等学校とする。

欠員補充当日の体調不良者は、志願者または出身中学校からの申し出により、別室受検とする。

なお、一定の条件を満たす濃厚接触者も、別室受検とする（体調不良者とは別に設定する）。

６　出願手続

⑴ 出願書類

白本の第３の３の⑴（2ページ）による。

⑵ 出願書類の提出方法

ア　志願者が提出するもの

提出書類	入学願書（様式5）、受検票（様式5-2）、調査書（様式1）を同時に提出する。
提出期間 及び 受付時間	当該高等学校長が定める。 （なお、提出期間の開始日は令和４年3月10日（木）以降とする。）
提 出 先	志願先高等学校の窓口に持参する。（出願から欠員補充までの期間が短いため、郵送による出願は認めない。）
提出方法	この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。なお、一般募集で出願した高等学校の同一の課程に再度出願する者については、「調査書」を提出する必要はない。
受検票の交付	志願先高等学校長は、「入学願書」等を受理した後、「受検票」（様式5-2）を交付する。

イ　出身中学校長が提出するもの

提出書類	学習の記録等学年内評価分布表（様式3）及び学習の記録等一覧表（様式4）
提出期間	速やかに提出する。
提 出 先	志願先高等学校及び高校教育指導課に持参又は郵送する。
提出方法	郵送の場合は「簡易書留」等、配達の記録が残る扱いとし、封筒の表には「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きすること。なお、一般募集で既に提出している場合、過年度の卒業生が出願する場合及び隣接県の隣接学区以外の県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。

７　併願

⑴ 県公立高等学校及び県立特別支援学校2校以上に「入学願書」を提出することはできない。

⑵ 同一高等学校における全日制の課程と定時制の課程とに、「入学願書」を提出することはできない。

８　その他

⑴ 欠員補充による入学許可候補者発表（合格発表）は、当該高等学校で掲示による発表、当該高等学校のホームページ掲載による発表、または、電話による発表等、当該高等学校の募集要項に定める。

⑵ ここで定めた内容以外の事項の詳細については、当該高等学校の募集要項に定める。

新型コロナウイルス感染防止対策

欠員補充は、次の感染防止対策を講じた上で実施する。

＜事前準備＞
（1）1つの検査会場の人数を35人以下とし、受検生同士の距離を1メートル以上確保する。
（2）トイレ内は常時換気を行うとともに、入り口の混雑を避けた利用、利用後の手洗いなどを促す案内紙を掲示する。
（3）速乾性アルコール製剤を検査会場のある廊下等に設置する。
（4）大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く等の対応をする。
（5）別室受検用の検査会場は、受検生同士の距離を2メートル以上確保する。なお、体調不良者と一定の条件を満たす濃厚接触者の別室は、それぞれ準備する。
（6）一定の条件を満たす濃厚接触者の動線は他の受検生とは別に確保する。また、一定の条件を満たす濃厚接触者の使用するトイレは別に確保する。

＜検査当日＞
（1）集合は、1か所に集める場合には、受検生同士の距離を1メートル以上確保する。
（2）マスクの着用を義務付ける。
（3）休憩時間の他者との会話を控えるよう指示する。
（4）適宜、手指消毒することを指示する。
（5）常時対角線上の2方向の窓を開放して換気を行う。また、1教科終了後ごとに、5分程度全ての窓を開放して換気を行う。

＜実技検査＞
（1）器具の消毒、換気を徹底する。
（2）各種競技団体から新型コロナウイルス感染防止のガイドライン等を参考にし、実施する。
（3）一定の条件を満たす濃厚接触者の実技検査は、感染防止の観点から実施しない。

＜面接＞
（1）マスクの着用を義務付ける。
（2）面接室では、受検生同士や面接委員との距離を2メートル以上確保し、適宜換気を行う。
（3）控室は、1つの会場の人数を35人以下とし、受検生同士の距離を1メートル以上確保する。
（4）一定の条件を満たす濃厚接触者の面接は、感染防止の観点から実施しない。

＜検査終了後＞
（1）大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く等の対応をする。
（2）ゴミの持ち帰り及び検査会場にマスクを廃棄しないよう指示する。
（3）検査会場からの退出は、それぞれの検査会場から退出させる出口を指示するなど、一つの出口に受検生が集中することがないよう指示する。また、階ごとに退校時間に差を設ける等、退校時の密集を避ける対応をする。
（4）一定の条件を満たす濃厚接触者の動線は、他の受検生と別に確保する。